

会費に関する規定

定款第13条により、入会金および会費に関して規定する。

1. 入会金および会費の金額は、総会でこれを定める。
2. 年会費は、本会から請求のあった年度分を一括支払うこととし、請求を受けた日の翌々月末までに1年分を納入するものとする。
3. 新年度開始日以降退会の申出をした場合においても、当該請求年度の年会費は支払うものとする。
4. 新規入会を承認された者は、所定の入会金および会費を本会から請求を受けた日の翌々月末までに納入するものとする。ただし、年度の途中に新規入会を承認された者は、入会月が10月以降の場合に限り、所定会費の半額を納入するものとする。
5. 特別会員は、入会金および年会費を要しない。
6. 既納の入会金および会費は、いかなる場合でもこれを返却しない。
7. 入会金および会費は、本会の目的を達成するための諸事業を遂行する経費にあてる。
8. 会費に不足が生じた場合は、総会の議決を経て臨時徴収することができる。
9. 会員区分による入会金および会費を下表に示す。

| 会員区分 | 会費 | 入会金 |
|--------------------------|------------------------------|------|
| 正会員 | 国内法人 年額 10万円 海外法人 年額 20万円 | 10万円 |
| 正会員（所属工業会が 本会賛助会員に限る） | 年額 10万円 | — |
| 賛助会員（試験機関） | 年額 20万円 | 50万円 |
| 賛助会員（工業会） | 同上 | 30万円 |
| 賛助会員（その他） | 同上 | 20万円 |
| 特別会員 | — | — |
| 準会員 | 年額 10万円 | 10万円 |

制定：平成10年6月24日
 改訂：平成11年6月2日
 改訂：平成12年12月15日
 改訂：平成13年6月22日
 改訂：平成19年2月2日
 改訂：平成21年9月28日